平成２３年（フ）第２０２５号
さいたま市中央区本町東３丁目３番18号　エスポワール岩崎108号
破産者　下田ますみ
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
埼玉県川口市本町１丁目16番４―303号
破産者　奥山　政彦
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
千葉県山武郡大網白里町上谷新田452番地22
破産者　宮川　悦子
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第８８号
新潟県上越市中央３丁目14番９号
破産者　岩片　秀明
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３４５号
愛知県豊橋市牛川通３丁目20番地３―105、開始決定時の住所愛知県豊橋市牛川通２丁目７番地12―Ａ
破産者　牧野　公治
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９７７７号
大阪府大東市谷川２丁目８番101号　大東公園前ガーデンハイツ
破産者　川畑　一矢
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９６０号
大阪市福島区吉野１丁目８番12号　パインスクエア401号
破産者　藤原　君子
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４２０号
静岡県浜松市中区高林２―11―６　レオパレス21ＡＭＩ104、開始決定時の住所大阪府茨木市北春日丘４丁目６番43号
破産者　善積　弘明
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６１７号
大阪府池田市井口堂２丁目８番８号　アポロンハウス13号、前住所大阪府箕面市瀬川５丁目18番２号
破産者　田邊　明博
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３３１号
大阪市淀川区新高２丁目15番３号　２Ｆ、前住所大阪市淀川区三津屋南２丁目４番14号
破産者　杉田專太郎
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６６０号
大阪府東大阪市五条町９番28号
破産者　南野　　寛
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６９８号
大阪府高槻市氷室町４丁目３番10号
破産者　長尾　治彦
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９０３号
大阪市住吉区長居４丁目６番９号　ナガイハイム203号
破産者　天祥設計こと　谷　　昭彦
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５２７号
大阪府高石市加茂４丁目６番５号、開始決定時の住所堺市堺区南島町２丁83番地６
破産者　森下　恭秀
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
広島市佐伯区海老園２丁目19番23号、開始決定時の住所広島市佐伯区海老園２丁目16番13号
破産者　高杉　克也
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８号
福岡県久留米市南薫町1560番地１ローレルハイツ南薫103号、前住所福岡県久留米市三潴町高三潴874番地１セピア103号
破産者　八山　久樹
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１４６号
北海道登別市桜木町１丁目８番地14
破産者　高田千恵子
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係